

NO. 768
令和6年(2024)
6/1(土)



小笠原 —OGASAWARA— 村民だより

編集・発行 小笠原村総務課

東京都小笠原村父島字西町

TEL04998(2)3111

FAX04998(2)3222

ホームページアドレス

<https://www.vill.ogasawara.tokyo.jp>



▲
村民だよりはHPからもご覧いただけます。

小笠原の花・木・鳥・魚

花 ムニンヒメツバキ

木 タコノキ

鳥 ハハジマメグロ

魚 アオムロ

住民基本台帳登録者数(5/1)

2,523人

父島 母島

人口 2,092人 431人

世帯 1,253 264

4月気象状況(父島)

最高気温 27.5℃

最低気温 17.0℃

平均気温 23.1℃

平均湿度 87%

月降水量 28.0mm

ダム貯水率

5/28現在

父島

62.0/100

母島

56.8/100

ホームページアドレス

<https://www.vill.ogasawara.tokyo.jp>



▲
村民だよりはHPからもご覧いただけます。

小笠原の花・木・鳥・魚

花 ムニンヒメツバキ

木 タコノキ

鳥 ハハジマメグロ

魚 アオムロ

父島返還祭(夜店出店者募集)

小笠原諸島の日本復帰を記念した父島返還祭を実施します。

ステーションイベント、夜店の出店を行いますので、皆様お気軽にご来場ください。

【日時】6月22日(土)午後5時〜(雨天中止)
【場所】大神山公園お祭り広場

《夜店出店者募集》

返還祭の趣旨に賛同する出店を募集します。※出店数や内容により、出店できない場合もありますのであらかじめご了承ください。

※出店者はテント、テーブル、イスを各自で用意ください。
※照明の設置のため、テントは当日の午前10時までに設置をお願いします。

※今回より、ごみの減量と持続可能なイベント開催のための試みとして、会場内のごみステーションを設置しない形とします。

来場されるお客さまにはご自身でお持ち帰りのご協力をお願いしますが、出店者の皆さまにも、販売した容器などの回収にご協力をお願いいたします。

【申込期間】6月3日(月)〜7日(金)

●問合せ・夜店出店申込先

総務課 総務係

2-3111

「沖ノ鳥島視察会」追加募集!

「沖ノ鳥島視察会」(おがさわら丸チャーター便)の参加者を追加で募集します。この機会にぜひご参加ください。

【沖ノ鳥島視察会スケジュール(予定)】

7月4日(木)午後3時30分 父島一見港出港
7月5日(金)午後1時20分 沖ノ鳥島沖到着

周回

7月6日(土)午後1時20分 父島一見港到着
【参加対象者】中学生以上の村民の方

【応募方法】

村役場(総務課)または母島支所の窓口にて記入した申込書をご提出下さい。

【募集期間】6月14日(金)午後5時まで

(昼休み、土日祝日を除く)

詳しくは小笠原村ホームページまたは窓口で配布中の案内をご覧ください。



●問合せ先 総務課 企画政策室 2-3111

キッチンカー出店者募集(扇浦園地)

小笠原村では、扇浦園地の更なる魅力および賑わいある空間の創出、園地利用者の利便性の向上等を図ることを目的として、キッチンカーの出店者を募集いたします。

【営業可能期間】7月1日(月)〜9月30日(月)

【申込期間】6月3日(月)〜17日(月)

詳細・申し込み方法等は小笠原村ホームページをご覧ください。



●申込み・問合せ先 産業観光課 2-3114

キャッシュレス端末導入補助制度があります

小笠原村では村内で事業を営む店舗に対し、キャッシュレス決済端末導入費用の一部補助を行っています。村内の店舗にクレジットカード決済または電子マネー決済の導入をご検討の際は、当補助金を活用ください。
※補助金申請にあたり各種要件がありますので、事前にご相談ください。

●問合せ先 産業観光課

2-3114

防災行政無線による

全国一斉の緊急情報伝達試験

小笠原村では、地震・津波や武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システム(Jアラート)から送られてくる国からの緊急情報を、防災行政無線を用いて確実に皆さまへお伝えするため、村内で防災行政無線の試験放送を行います。

【日時】6月20日(木)午前10時ごろ

※小笠原村以外の地域でも、全国的に試験が実施されます。

※防災行政無線の放送は、最大音量での放送となります。

●問合せ先 総務課総務係 2-3111

ケーブルテレビ利用料

減額・免除制度があります

小笠原村ケーブルテレビ利用料には、減免・免除の制度があります。減額・免除を希望される方は、申請が必要となります。村役場(総務課)または母島支所窓口にお越しください。

【利用料減額・免除対象者】

- ①生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けている者
- ②住民税非課税世帯で世帯の中に満65歳以上の高齢者がいる場合
- ③住民税非課税世帯で身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳又は愛の手帳を所持している者が世帯主の場合

●問合せ先 総務課 情報通信係 2-3111



国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険は、皆さんが病気やけがをしたときに、安心して医療を受けられるよう「相互に助け合っていく」制度です。また、医療費の財源は、すべての加入者が収入に応じて納めている保険税や、国・自治体の補助金等になります。

国保加入の皆様には、税率改正にご理解ご協力をお願いいたします。

◎令和6年度小笠原村国民健康保険税(以下「国保税」)の改正

国保税は、医療給付のための「医療分」、75歳以上の後期高齢者医療を支える「後期高齢者支援金分」、40歳以上の介護保険を支える「介護納付金分」で構成されています。

【国保税の賦課限度額の変更】

地方税法等の改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額について、後期高齢者支援額は22万円から24万円に引き上げられます。

【国保税の軽減制度基準額の変更】

国保税には、低所得世帯を対象にした軽減措置があります。世帯の所得額(世帯主及び国保加入者の所得の合計額)に応じて、均等割額(加入者1人につき課税)と平等割額(1世帯につき課税)が軽減されます。

5割軽減については29万円から29.5万円に、2割軽減については53.5万円から54.5万円に基準額が引き上げられます。

【軽減判定用の総所得基準額表】

加入者全員の合計総所得額が基準額以下なら軽減を受けられます。

軽減割合	軽減判定所得の基準額
7割軽減	基礎控除額(43万円)以下
5割軽減	基礎控除額(43万円)+29.5万円×(被保険者数 ^{※2}) +10万円×(給与所得者等 ^{※1} の数-1)以下
2割軽減	基礎控除額(43万円)+54.5万円×(被保険者数 ^{※2}) +10万円×(給与所得者等 ^{※1} の数-1)以下

※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者

※2 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

太字:今年度変更箇所

また、均等割額・平等割額の軽減制度は、申請の必要はありませんが、所得の申告が必要です。軽減制度が適用されるのは、世帯主および国民健康保険の加入者全員が申告を済ませている世帯に限られます。

一人でも未申告者がいると軽減を受けることはできませんので、収入がない方でも所得の申告にご協力ください。

なお、軽減判定では、国民健康保険に加入していない世帯主の所得も含めて判定します。(保険税の計算には、国民健康保険に加入していない世帯主の所得は含まれません。)

●問合せ先 村民課住民係 2-3113

【65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料】

介護保険からのお知らせ

◎介護保険料について

65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料は3年ごとに見直し、小笠原村の介護サービスに必要な費用から算出された基準額をもとに、所得に応じた保険料を決定します。

第9期介護保険事業計画(令和6~8年)は、保険料上昇抑制のため介護給付費準備基金を活用し第8期と同額の保険料基準額(40,488円/年)を保ちつつ、標準段階を9段階から13段階に増やすことで、より所得に応じた介護保険料になっています。

また、所得の低い方に対しては、引き続き負担軽減が図られています。

40歳から64歳の方(第2号被保険者)の保険料は、加入している健康保険の算定方法により決められ、健康保険料と一括して納めます。

◎保険料の納め忘れにご注意ください

保険料を滞納していると、サービスを受ける際に、滞納期間に応じて利用料が引き上げられるなどの措置が取られます。安心して介護サービスが受けられるよう保険料は必ず期限内に納めましょう。

●問合せ先 村民課住民係 2-3113

保険料段階	対象者	年額保険料(月額)
第1段階	・生活保護受給者 ・村民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者 ・村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	11,539円 (961円)
第2段階	・村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円を超え、120万円以下の方	19,636円 (1,636円)
第3段階	・村民税世帯非課税で、本人の前年の合計所得+年金収入額が120万円を超えている方	27,734円 (2,311円)
第4段階	・村民税世帯課税、本人非課税の方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	36,439円 (3,036円)
第5段階	・村民税世帯課税、村民税本人非課税の方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円を超えている方	40,488円 (3,374円)
第6段階	・村民税本人課税で、被保険者本人の合計所得金額が120万円未満の方	48,585円 (4,048円)
第7段階	・村民税本人課税で、被保険者本人の合計所得金額が120万円以上、210万円未満の方	52,634円 (4,386円)
第8段階	・村民税本人課税で、被保険者本人の合計所得金額が210万円以上、320万円未満の方	60,732円 (5,061円)
第9段階	・村民税本人課税で、被保険者本人の合計所得金額が320万円以上の方、410万円未満の方	68,829円 (5,735円)
第10段階	・村民税本人課税で、被保険者本人の合計所得金額が410万円以上の方、500万円未満の方	76,927円 (6,410円)
第11段階	・村民税本人課税で、被保険者本人の合計所得金額が500万円以上の方、590万円未満の方	85,024円 (7,085円)
第12段階	・村民税本人課税で、被保険者本人の合計所得金額が590万円以上の方、680万円未満の方	93,122円 (7,760円)
第13段階	・村民税本人課税で、被保険者本人の合計所得金額が680万円以上の方	97,171円 (8,097円)

投票日当日の投票時間が変わります

午前7時から午後7時まで

東京都知事選挙投票日 7月7日(日) 母島6日(土)

《告示日》	6月20日(木)
《繰上投票日(母島) 投票所:母島村民会館》	7月6日(土) 午前7時から午後7時まで
《投票日(父島) 投票所:地域福祉センター》	7月7日(日) 午前7時から午後7時まで
《開票日 開票所:地域福祉センター》	7月7日(日) 午後8時から

※投票所へは「入場券」を持参してください

《最近、転入届を出された方および18歳になられた方へ、あなたは有権者でしょうか?》

あなたの
生年月日は? → 平成18年7月9日以降 → 投票できません
→ 平成18年7月8日以前

↓
小笠原村に転入の
届出をしたのはいつですか? → 令和6年3月19日以前 → 小笠原村で投票できます
→ 令和6年3月20日以降

↓
以前の住所は
東京都内ですか? → 都外 → 投票できません
→ 都内 → 前の住所地で投票となります

【前住所地(都内)の選挙人名簿に登録されている方へ】

不在者投票制度を利用して、村内で投票することもできます。

《手続き方法》

- 不在者投票の請求書を前住所地の選挙管理委員会に提出(原本の提出)して、投票用紙を取り寄せる。
- 小笠原村にて不在者投票をする(投票可能期間:6月21日(金)~29日(土) ※母島は28日(金)まで、投票場所:村役場または母島支所)
※投票済み投票用紙が、投票日当日までに、前住所地の選挙管理委員会へ届くことが必要です。
※投票用紙の取り寄せには時間がかかりますので、各選挙管理委員会へお早めにお問い合わせください。

【期日前投票について】

期日前投票を行う日に小笠原村における選挙権を有している方で、投票日当日に投票できない事由(仕事、学業、レジャー、その他用事、病気、島外滞在等)がある方は、期日前投票ができます。

《期日前投票の場所と期間》 ※正午~午後1時30分及び土日とも投票できます(入場券を持参してください)

父島:小笠原村役場 6月21日(金)~7月6日(土)午前8時30分~午後8時

母島:母島支所 6月21日(金)~7月5日(金)午前8時30分~午後6時

【父島~母島間で、6月17日(月)以降 転居された方の投票について】

《父島→母島へ転居された方》7月7日(日)の投票日に父島で投票となります。または5日(金)までに母島で期日前投票。

《母島→父島へ転居された方》7月6日(土)の繰上投票日に母島で投票となります。または6日(土)までに父島で期日前投票。

【村の選挙人名簿に登録されている方で、小笠原村外に滞在中・予定の方へ(不在者投票について)】

不在者投票制度を利用して、村外で投票できます。(早めの手続きを推奨します)

《手続き方法》

- 不在者投票の請求書を村役場総務課または母島支所へ提出(原本の提出)する。
*所定の「請求書」に必要事項を記入し、6月23日(日)までに原本を提出。
*内地から提出(請求)する場合には、6月20日(木)東京発のおがさわら丸に間に合うよう郵送してください。
*請求書は村HP〈各課のページ(総務課)→選挙管理委員会〉からもダウンロードできます。
- 小笠原村選挙管理委員会から、6月18日(火)以降に、滞在先の住所へ投票用紙を郵送します(請求書原本到着後)。
- 投票用紙受領後、滞在先の区市町村選挙管理委員会に持参し、係員の指示に従って投票する。
【投票可能日:6月21日(金)以降】
- 不在者投票を行った選挙管理委員会等から小笠原村選挙管理委員会まで、投票済み投票用紙が郵送される。
*郵便(投票済み投票用紙)が7月3日(水)東京発のおがさわら丸に間に合う必要があります。
*その後の便では、7月7日(日)の投票開票日までに投票用紙の到着が間に合わず、投票は無効となります。

【感染症対策について】

不特定多数の方の来場、高齢者、持病がある方の来場もありますので、引き続き感染症対策を実施いたします。

マスクの着用については、個人の判断となります。有権者の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

●問合せ先 小笠原村選挙管理委員会事務局 2-3111

低所得者支援給付金のお知らせ

◎令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に
対する臨時特別給付金(10万円給付)

エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援として、国の「重点支援地方交付金」を活用し、令和5年度の住民税が均等割のみ課税となった世帯に対して物価高騰対策支援給付金(10万円)を支給します。

【支給対象世帯の要件】

- (1) 基準日(令和5年12月1日)において、小笠原村の住民であること。
- (2) 世帯全員が令和5年度の住民税所得割が課税されていない世帯(世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯を除く)。
- (3) 住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成されている世帯ではないこと。
- (4) 租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいないこと。
- (5) すでに他自治体から世帯主として同趣旨の給付金(10万円)を受給した方がいないこと。

【手続き】

- 1. 「確認書」が届く世帯
○令和5年1月2日以降に転入者がおらず、支給対象となる世帯
：「確認書」の内容をご確認いただき、申請期限までに同封の返信用封筒で返送、または窓口までお届けください。「確認書」の返信やお届けがない場合は本給付金の給付を受けられません。

2. 申請が必要な世帯

○「1」以外の対象世帯で、令和5年1月2日

以降に小笠原村に転入者がいる世帯

：申請する場合は申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて申請してください。(申請書は小笠原村ホームページからダウンロード(準備中)または、総務課総務係および母島支所窓口でお渡しします。)

◎均等割のみ課税世帯へのことも加算

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯で、世帯の中に令和5年12月1日時点で扶養していた18歳以下の児童がいる場合は、ことも加算として児童1人につき、1回に限り5万円を支給します。

【支給対象世帯の要件(子ども加算分)】

令和5年度小笠原村住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金(10万円給付)の支給対象世帯のうち、以下に示す加算対象の児童いづれかと生計を同一にしている世帯に申請書が届きます。

小笠原村から申請書が届いていない世帯で、支給要件に該当すると思われる方はホームページの申請書をご利用ください。

【加算対象となる児童の要件】

以下いづれかに該当する児童が加算対象となります。

- (1) 基準日において同一世帯となっている平成17年4月2日以降生まれの児童
- (2) 基準日の翌日から令和6年4月30日までに生まれた新生児
- (3) 基準日において別世帯だが生計を同一にしている平成17年4月2日以降生まれの児童

※上記に該当する場合でも、住民票を移していない施設入所児童分や世帯主である児童分は加算対象となりません。

◎共通事項

【申請書に添付する必要書類】

- ① 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、保険証など)のコピー
- ② 振込先口座を確認するための通帳やキャッシュカードのコピー
- ③ 令和5年1月1日時点で住民登録をしている市区町村が発行する「令和5年度住民税課税証明書」(「現住所と令和5年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)

【申請期限】7月31日(水)

【注意事項】

○この給付金は「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」により差押禁止及び非課税所得となります。

○給付金受給後、支給要件に該当しないことが判明した場合には給付金を返還していただく必要があります。

○臨時特別給付金を装った振り込み詐欺や個人情報等の詐取にご注意ください。小笠原村や内閣府の職員などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、小笠原村や警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

6月中に小笠原村のホームページに申請書等を掲載する予定です。そちらもご覧ください。

●問合せ先・提出窓口

総務課 総務係	2-3111
母島支所 庶務係	3-2111



パスポートを申請する方へのお願い

東京都内に住所がある方は、パスポート(旅券)にかかる手続きを小笠原村役場または母島支所窓口でも行うことができます。

パスポートの申請から交付までは約1か月かかりますので、余裕を持った申請をお願いします。

また、初めてのパスポート申請の際は、次の3点が必要となります。

①戸籍謄本(※)

②本人の確認のための書類(免許証等)

③パスポート用の写真

※本籍地が小笠原村でない方の戸籍謄本も令和6年3月よりご本人による戸籍広域交付申請により小笠原村役場、母島支所でも発行できるようになりました。(一部できない場合もありますのでお問い合わせください。)

◎パスポート電子申請開始のお知らせ

次の条件をすべて満たす場合に電子申請が可能です。

ただし、受取りができるのは、新宿・有楽町・池袋・立川のいずれかのパスポートセンターになります。

【電子申請が可能な方】

○有効なパスポートをお持ちの方

○パスポートの有効期間が1年未満の方

○パスポートの記載事項に変更がない方

○東京都に住民登録している方

【ご用意いただくもの】

○現在有効なパスポート

○マイナンバーカード

○マイナポータルアプリ対応のスマートフォン

※これらはパスポート受け取り時にも必要です。

【申請方法】

マイナポータルトップページメニューから、パ

スポート取得・更新を選択し、次に旅券申請トップページの切替申請を選択し申請してください。

詳しくは東京都パスポートセンターのホームページをご覧ください。

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/passport/others/000001836.html

【パスポートの受取方法】

ご本人が申請時に受け取り窓口として選択したパスポートセンターで受け取ります。

なお、現在お持ちのパスポートをご持参いただかないと、新しいパスポートを交付できませんのでご注意ください。

【手続きにおける留意事項等】

①戸籍は戸籍謄本(全部事項証明書)のみ有効で戸籍抄本(個人事項証明書)は使用できません。

②査証欄(ビザページ)の増補が廃止となり、パスポートの査証欄に余白が無くなった時は、有効期間が元のパスポートの残存有効期間と同じで通常より低い手数料で取得することが出来る「残存有効期間同一旅券」あるいは切替申請として、新たにパスポート申請をしていただくこととなります。

●問合せ先 村民課住民係 2-3-1-3

今月の納期限および口座振替日

6月は、個人住民税(村・都民税)(第一期)、国民健康保険税(第一期)および介護保険料(第一期)の納期です。

納期限および口座振替日は、7月1日(月)となっておりますので、納期限までにお納めいただきますようお願いいたします。

口座からの自動払込による納付を申し込まれている方は、口座振替日の残高不足にご注意

ください。

●問合せ先 財政課 税務係 2-3-1-2 村民課 住民係 2-3-1-3

6月は蚊の発生防止強化月間 ためり水、放置していませんか？

蚊の本格的な発生シーズン前の6月を「蚊の発生防止強化月間」として集中的な啓発活動を実施します。

デング熱やジカウイルス感染症などの蚊が媒介する感染症の発生を未然に防止するためには、日頃から蚊の発生を抑制することも、蚊に刺されないようにすることが大切です。

皆さんで協力し、身のまわりの蚊の発生防止に取り組みしましょう。

【幼虫対策】

○不要なためり水をなくす

例：植木鉢の受皿、空き缶、古タイヤなど

【成虫対策】

○草むらは定期的に手入れをする

○刺されないように長袖、長ズボンを着用し、必要に応じて虫避け剤も活用



●問合せ先 環境課 生活環境係 2-2-270

小笠原村人事異動

5月31日付

【退職者】《内は旧所属

石川 哲也(技師)《母島支所施設係》

6月1日付

【採用(主任級)】

医療課診療所係(母島診療所)

細矢 利奈(助産師)

中学校教科用図書見本展示会

村民の皆様よりご意見をいただくため、令和7年度から中学校で使用する教科用図書の展示会を開催します。

【展示期間】

6月3日(月)～28日(金)まで

※父島・母島ともに土日を除く

【展示時間】

午前8時～午後5時15分まで

※母島は正午～午後1時30分までを除く

【展示場所】

《父島》村役場 第一庁舎

《母島》母島支所

●問合せ先 教育委員会事務局 2-3-1-7

「ベルマーク」

「使用済みインクカートリッジ」

回収にご協力を

小笠原小・中学校PTAでは、「ベルマーク」を集めて学校に必要な教材備品を整備する活動を行っています。

「ベルマーク」や「使用済みインクカートリッジ」(キヤノン・エプソン・ブラザー各社純正品のみ)がありましたら、回収にご協力いただきますようお願いいたします。

【回収箱設置場所】

○小笠原小中学校各玄関

○地域福祉センター

○村役場ホール



●問合せ先 小笠原小学校 2-2012

小笠原中学校 2-2502

宮公署等のコーナー

小笠原諸島振興開発計画(素案)

公表・意見募集

東京都ではこのたび、小笠原諸島振興開発計画の素案を取りまとめましたので、公表します。

この計画は、小笠原諸島振興開発特別措置法に基づいて国が策定した基本方針を踏まえ、令和6年度から令和10年度までの小笠原諸島における振興開発の方向性を示すものです。今後、都民の皆様から意見を募集し、本年8月を目途に小笠原諸島振興開発計画を策定・公表する予定です。

【募集内容】

小笠原諸島振興開発計画(素案)に関する「素案の閲覧場所」

○小笠原支庁

○都民情報ルーム

(東京都庁第一本庁舎3階北側)

○東京都総務局行政部ホームページ

<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/05gyousei/06shinkouogasawara2024soan.html>



【募集期間】6月27日(木)まで(消印有効)

【募集方法】

【郵送】〒163-8001

東京都総務局行政部振興企画課

小笠原振興担当

《専用フォーム》<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketuke/form.do?tid=1712900223173>



詳しくは、東京都総務局行政部ホームページをご覧ください。

●問合せ先

東京都総務局行政部振興企画課

小笠原振興担当 03-5388-2445

村役場総務課企画政策室 2-3111

行文線整備事業(父島)

仮棧橋設置工事に伴う工事説明会

村民の皆様に向けた行文線整備事業の説明会を開催します。

これまで、小笠原支庁と小笠原村とで整備に向けた検討を重ね、昨年度より準備工事に着手しております。

今後の橋梁やトンネルを整備する際に必要となる施工ヤードを確保するため、仮棧橋を設置する工事を実施いたします。

【日時】6月7日(金)午後3時〜午後7時

※それぞれ1時間程度

【会場】

小笠原村地域福祉センター 2階大会議室

【内容】

仮棧橋の施工手順や安全対策、環境配慮事項等

●問合せ先

小笠原支庁土木課道路河川担当 2-2163

村役場総務課 2-3111

小笠原郵便局からのお願い

日頃から郵便局をご利用いただきありがとうございます。

ネットショッピングの普及などにより、年々到着する荷物が増加しており、入港日にお届けできない場合もあります。

入港日のうちにゆうパックをお受け取りに

なりたい方は、入港日の前日までに郵便局窓口にご相談ください。大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

●問合せ先

小笠原集配作業所

小笠原郵便局

2-3129

2-2101

島嶼会館の料金改定

昨今の燃料価格上昇や諸経費の高騰に伴い、2024年9月1日宿泊分より島嶼会館の宿泊料金を改定させていただきます。

これからも、ご満足いただけるよう努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

■新料金(島民)

	1人宿泊	2人宿泊 (1人に付)	3人宿泊 (1人に付)	4人宿泊 (1人に付)
和室(16.8㎡)	7,400円	6,800円	6,200円	
和室(22.0㎡)	7,500円	6,900円	6,300円	5,700円
洋室シングル (15.0㎡/E18.0㎡)	7,300円	5,700円		
洋室ツイン・ユニバーサル (22.0㎡/28.2㎡)	7,500円	6,900円		

※小学生料金 5,300円

●問合せ先

島嶼会館

03-3437-3061

「不用品交換会」を開催します(父島)

「不用品交換会」とは、家で不用品となったものを会場にもってきてもらい、その品物を欲しい人がもらっていくというシステムの会です。代金は発生しません。

持ってくるだけ、持って帰るだけでも構いません。

【日時】

6月15日(土)午前9時30分〜11時30分

(会場持ち込みは、午前9時〜)

【場所】地域福祉センター 多目的ホール

※テレビ等リサイクル料のかかる品物は、ご相談ください。

※会場の準備、片付けのお手伝いをしたいただくスタッフを募集しています。

●問合せ先

不用品交換会(小笠原村社会福祉協議会)

2-2486

明老会職員募集

◎パート職員 父島 1名

【仕事内容】調理員:デイサービス、ショートステイでの調理

【資格】特になし(料理好きの方)

【勤務時間】① 午前9時〜午後0時30分

② 午前11時〜午後2時

③ 午後4時45分〜6時

(ショートステイ時の夕食)

【休日】シフト勤務(基本土日・祝日)

祝日営業あり(年6回くらい)

※ショートステイ実施時の夕食業務は土日祝日あり

※土日、祝日勤務歓迎

【給与】時給1200円〜

※詳細は、お問い合わせください。

●問合せ先 明老会

2-3911

行政相談所の開設

【実施日程】6月19日(水)
 【実施時間】午後7時～8時30分
 【実施場所】地域福祉センター
 【行政相談委員】
 総務大臣委嘱小笠原地区担当 佐々木英樹
 ※予約の必要はありません

●問合せ先 村民課 住民係 2-3113

第46回ぐらしの法律・税金相談

法律関係者のボランティア「小笠原サポート専門家グループ」により「第46回ぐらしの法律・税金相談」が開催されます。
 ぜひこの機会をご利用ください。

◎ぐらしの法律相談・税金相談

皆様の法律相談、税金相談、相続の相談等に、弁護士、司法書士、税理士が無料で応じます。公証人に遺言など公正証書の相談をすることもできますが、作成(有料)を希望する場合には事前準備があるのでご連絡ください。

《父島》

【日時】7月11日(木)午後6時～8時

7月12日(金)午前9時～午後5時

【場所】地域福祉センター

《母島》

【日時】7月11日(木)午後6時～8時

7月12日(金)午前9時～午後1時

【場所】母島支所

※予約は不要ですが、事前予約を希望の方は、専用電話をご利用ください。
 ※相談会場以外の出張相談も承ります。

●問合せ先

○村民課 住民係 2-3113

○サポート専門家グループ専用電話

03-5919-3530

電話による無料法律相談

第二東京弁護士会主催の電話無料法律相談を島しょ部住民を対象に実施します。

【相談内容】無料一般相談

【実施日程】6月28日(金)

【実施時間】午前10時～正午

(1件あたり概ね20分枠)

相談を希望される方は、予約が必要となりますので、前日までに連絡をお願いします。

●予約・問合せ先

第二東京弁護士会法律相談課

03-3581-2250

(受付時間:平日午前9時30分～午後4時30分)

「島しょ法律相談」のご案内

東京都では、島しょに居住される方を対象として、弁護士の法律相談(電話相談)を実施しています。相談は無料です。

【相談日】月・水・金曜日

※祝日・年末年始の閉庁日はお休みします。

6月		
月	水	金
3	5	7
10	12	14
17	19	21
24	26	28

【相談時間】午後1時～4時

※相談時間中は、直接、ご相談いただけますが、相談中の場合もありますので、事前に予約いただくと確実です。

※事前予約は、月・金曜日の午前9時～午後5時(祝日・年末年始の閉庁日を除く)にお願いいたします。

●相談・予約・問合せ先

東京都生活文化スポーツ局 都民生活部

地域活動推進課 03-5388-2245

母島巡回労働相談

【日時】6月11日(火)午後4時～6時

【場所】母島村民会館 2階会議室

【相談内容】

○労働条件(労働時間、安全衛生、賃金、退職・解雇など)

○求人求職(求人・求職申込など)

○労災保険(加入、労災給付など)

○雇用保険(加入、失業給付など)

※当日、都合が悪く来館できない方は、電話による相談も可能です。

【お知らせ】

○今年も労働保険の年度更新の時期となりました。

6月3日(月)～7月10日(水)の期間中に、申告書の提出及び保険料の納付をお願いします。(事業所移転等の理由により、年度更新の書類が届いていない事業主の方は、労働主直まてご相談ください。)

※労働者を一人でも雇用していれば労働保険に加入する必要があります(農林水産の一部の事業は除きます)。

労働者を雇用しているにもかかわらず、労働保険の手続きをしていない場合は、早急に手続を済ませてください。

○6月は全国安全週間の準備期間です。

厚生労働省では、産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的に、毎年7月1日～7日まで全国安全週間を実施しており、6月1日～30日を準備期間として

ります。

各事業場で労働災害減少のための取組を実施するようお願いいたします。

《今年のスローガン》

「危機に気付くあなたの目そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」

●問合せ先

小笠原総合事務所 労働主査 2-2102



定期予防接種

6月の定期予防接種の日程をお知らせします。

【父島】

《日時》6月6日(木)午後2時30分～4時

《場所》小笠原村診療所

※父島は予約制です。2日前までに福祉係に予約してください。

【母島】

《日時》6月6日(木)午後3時30分～4時

《場所》母島診療所

【接種可能予防接種】

ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、四種混合百日咳ワクチン、五種混合百日咳ワクチン、BCGワクチン、麻しん風しん混合ワクチン、水痘ワクチン、日本脳炎ワクチン、B型肝炎ワクチン、ロタワクチン

●予約・問合せ先 村民課福祉係 2-3939

母島支所 3-2111

乳幼児健診・歯科健診

今回の健診は小児科専門医を招へいし、実施します。

対象の方には、個別通知をいたします。

【対象者】

4か月、7か月10か月、1歳6か月、2歳6か月、3歳の乳幼児

【父島】

《日時》6月23日(日)

受付時間 午後1時～3時

《場所》 地域福祉センター2階大会議室

《母島》

《日時》 6月21日(金)

受付時間 午後3時～4時

《場所》 母島診療所2階カンファレンスルーム

※なお、6歳未満の乳幼児で計測を希望される方は、ご連絡ください。

●問合せ先 村民課 福祉係 2-3939

母島支所 3-2111

公認心理師による子育てセミナー

「子どもの発達行動の理解と関わり方」

お子さんの「好き嫌いが激しい」、「手先が不器用」、「落ち着かない」など気になる行動に対して「強制をしない」、「否定をしない」といった自己肯定感を高める声掛けのポイントを、子どもの発達に合わせて、公認心理師がお話します。

《母島》

《日時》6月3日(月)

午後4時30分～5時30分

《会場》母島支所大広間

《父島》

《日時》6月5日(水)

午後3時30分～4時30分

《会場》福祉センター2階大会議室

《申し込み》必要

《申込締切》母島 6月3日(月)午前

父島 6月4日(火)

●申込み・問合せ先

村民課 福祉係 2-3939

母島支所 3-2111

育児学級(離乳食の会)(父島)

栄養士から離乳食の進め方、作り方を学びませんか?また、お子さんの食についてのご相談

談にも応じます。

《対象者》

おおよそ4か月～12か月のお子さんと保護者

《日時》6月17日(月)午前10時～11時30分

《場所》 地域福祉センター2階会議室

《持ち物》お子さん用エプロン、筆記用具

《申し込み》必要

《申込締切》6月13日(木)

●申込み・問合せ先

村民課 福祉係 2-3939

育児学級(歯科の会)(母島)

歯科衛生士から歯の磨き方や歯にまつわるお話、フロスの使い方、歯に関する相談ができる会を開催します。もう一度、一緒に歯の磨き方を振り返りませんか?

《対象者》0～3歳頃までのお子様と保護者

《日時》6月13日(木)

0～1歳クラス:午前9時30分～10時30分

2～3歳クラス:午前10時30分～11時30分

《場所》母島診療所2階カンファレンスルーム

《持ち物》いつも使っている歯ブラシ、手鏡

タオル、筆記用具

《申し込み》必要

《申込締切》6月12日(水)

●申込み・問合せ先 母島支所3-2111

ヘルスアップ教室(母島)

チャレンジコース～北港まで～

好評につき開催します。今回は北港までの約10キロです。帰りは車で母島支所までお送りします。車両送迎のため必ず申し込みをお願いします。皆様のチャレンジをお待ちしています。

《日時》6月8日(土)午前8時～正午

(受付時間:午前7時45分～8時)

《対象者》18歳以上の方

《集合場所》母島支所駐車場

《持ち物》運動靴、タオル、飲み物(1リットル以上をお勧めします)

《申込締切》6月7日(金)

※雨天中止。中止の判断に迷われる方は、当日の午前7時以降に080-8867-3432にお問い合わせください。

●申込み・問合せ先 母島支所3-2111

医療のコーナー

マスク着用をお願い

小笠原村診療所・母島診療所・有料老人ホーム「太陽の郷」では、感染症対策のため、来所時には必ずマスクの着用をお願いします。皆様の「理解とご協力」をお願いいたします。

●問合せ先 小笠原村診療所 2-3800

耳鼻咽喉科専門診療

全て予約制です。

《事前予約》

平日、午前8時30分～正午、午後1時30分～4時の間に、電話にて診療所にご予約ください。

《父島》

《場所》小笠原村診療所

《日時》6月13日(木)～17日(月)

午前9時～正午・午後2時～5時

[注:6月13日午前中(学校健診)・15日(土)は休診です]

《母島》

《場所》母島診療所

《日時》6月10日(月)・11日(火)

午前9時～正午・午後2時～5時

[注:6月10日午前中(学校健診)は休診です]

●問合せ先 小笠原村診療所 2-3800

母島診療所 3-2115

小児科専門診療

全て予約制です。

《事前予約》

平日、午前8時30分～正午、午後1時30分～4時の間に、電話にて診療所にご予約ください。

《父島》

《場所》小笠原村診療所

《日時》6月24日(月)午前9時～正午

《母島》

《場所》母島診療所

《日時》6月22日(土)午前9時～正午

●問合せ先 小笠原村診療所 2-3800

母島診療所 3-2115

産科・婦人科専門診療

全て予約制です。

《父島》

《場所》小笠原村診療所

《日時》7月1日(月)～5日(金)

午前9時～正午・午後2時～5時

[注:7月3日(水)は休診です]

《母島》

《場所》母島診療所

《日時》6月28日(金)

午前9時～正午・午後2時～5時

《予約受付》

平日(水曜日を除く)午後1時30分～5時の間に、電話にて診療所にご予約ください。

●問合せ先 小笠原村診療所 2-3800

母島診療所 3-2115

小笠原海運からのお知らせ

6月の調整金を含む旅客・貨物運賃をお知らせします。翌月以降の調整金または、掲載にない料金は直接営業所2-2500まで、お問い合わせください。

※()内は変動調整額となります。

6月の燃料油価格変動調整金

単位:円

等級	大人	学生	小人
1等	61,380 (+11,880)	52,520 (+10,170)	30,690 (+5,940)
特2等寝台	44,330 (+8,580)	35,470 (+6,870)	22,170 (+4,290)
2等寝台	33,400 (+6,470)	26,720 (+5,170)	16,700 (+3,240)
2等和室	29,320 (+5,680)	23,460 (+4,540)	14,660 (+2,840)

等級	村民	村民小人	身障者
1等	48,090 (+9,310)	24,050 (+4,660)	30,690 (+5,940)
特2等寝台	31,040 (+6,010)	15,520 (+3,000)	22,170 (+4,290)
2等寝台	23,380 (+4,520)	11,690 (+2,260)	16,700 (+3,240)
2等和室	20,530 (+3,980)	10,270 (+1,990)	14,660 (+2,840)

等級	大人	小人	学生
1等品	18,476 (+2,548)		4,120 (+960)
2等品	17,200 (+2,372)		
3等品	15,822 (+2,182)		
小口 0.1t以下	1,851 (+255)		
小口 0.075t以下	1,378 (+190)		

【乗船券販売時間】
午前8時～午後4時まで
※ただし、入港日は午前9時～
※昼休:午前11時30分～午後1時

伊豆諸島開港船

単位:円

等級	大人	小人	学生
2等	5,140 (+1,190)	2,570 (+590)	4,120 (+960)
村民割引 2等往復	6,170 (+1,430)	3,090 (+720)	
等級	A(3名用)	B(2名用)	
個室椅子席	5,000	3,000	

等級	大人	小人	学生
1等品	9,969 (+1,521)		
2等品	9,346 (+1,426)		
3等品	8,723 (+1,331)		
小口 0.1t以下	998 (+152)		
小口 0.075t以下	753 (+115)		

おがさわら丸

旅客運賃

貨物運賃

ははじま丸

貨物運賃

環境・自然のページ

防除試験・実施例の紹介

母島巡回ペット診療・相談

小笠原動物協議会からのお知らせ

環境・自然のページ

アリの話 ～アシジロヒラフシアリを知っていますか?～ (講演会)

アリ類について、特に父島列島に生息する外来種のアシジロヒラフシアリの生態や侵略性、防除事例等の話を、昆虫分類系統学のアリ類の専門家である寺山守先生(東京都立大学)が講演します。

【日時】6月10日(月)
午後6時30分～1時間半程度

【場所】小笠原世界遺産センター

【講演内容】

- アリ全般の話
- アシジロヒラフシアリとは
- その防除方法開発の歴史

問合せ先 父島営業所 2-2500



防除試験・実施例の紹介

問合せ先 環境課 2-2270

狂犬病予防注射は6月までに済ませましょう

狂犬病は感染した動物(主にイヌ)に咬まれた部位から人に感染し、発症後の有効な治療法がない病気です。

日本では、現在、狂犬病は発生していません。しかし、海外船舶からの不法上陸犬や、未検疫動物の侵入等、海外からの狂犬病の侵入の可能性は否定できません。

国内で飼われている犬が、狂犬病予防注射で免疫されていれば、万が一、狂犬病が国内に侵入したとしても、国内での犬を介した狂犬病のまん延、すなわち人への感染を防ぐことができます。

狂犬病予防注射は、あなたの犬を守るためだけでなく、家族を、そして社会を守るために必要なことです。

生後91日以上の犬を飼い始めたなら30日以内に、翌年以降は毎年1回(基本的に4月～6月)に受けさせなければならぬことが狂犬病予防法施行規則に示されています。

まだお済みでない場合、早めに接種を行いましょう。村内で接種する場合は、小笠原動物対処室(090-1692-7666)に予約をお願いいたします。

接種したときは、「注射済票」の交付を受けましょう。接種先で渡された注射済票または動物対処室の接種の領収書を、環境課または母島支所の窓口を持参してください。

問合せ先 環境課 自然環境係 2-2270



母島巡回ペット診療・相談

小笠原動物対処室の獣医師による「母島巡回ペット診療・相談」を行います。いざという時に備えてペットの体調に関わらず、この機会に受診してください。

【診療日程】

- 6月11日(火)午前11時～正午 / 午後2時～4時30分
- 6月12日(水)午前8時30分～11時

【場所】猫と小型犬は母島支所2階の会議室での診療となります。なお、猫はケージに入れて、小型犬はケージに入れるかリードをして抱きかかえて連れてきてください。

また、大型犬や複数頭同時の診療を希望される場合は、事前にご相談ください。

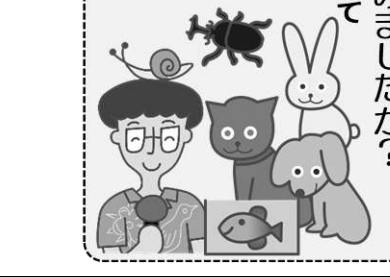
【注意事項】

- 診療・相談は事前予約制です。診療は有料、相談は無料です。
- 予約申込み先 小笠原動物対処室 090-1692-7666

問合せ先 小笠原動物協議会事務局 (環境課自然環境係) 2-2270

ペットの登録は済みでしたか?

小笠原村で30日を超えてペットを飼養する方は、村民の方も短期の滞在者の方も登録が必要です。ペットの登録が済んでいない方は、環境課にて登録をお願いします。



銃器によるノヤギ駆除・排除

(父島)

◎小笠原村が実施するノヤギ駆除について
小笠原村では、父島におけるノヤギによる農業被害対策として、銃器によるノヤギの駆除を実施しています。

【作業区域】

夜明道路～湾岸通り・巽道路の周辺
北袋沢～小港海岸・中山峠の周辺

※主に道路沿いを周回します。

※通行止めは行いませんが、実施区域に入る際は、ご注意の上で、交通誘導等へのご協力をお願いします。

【作業時間】午前9時～午後4時

【作業日程】

6月7日(金)、13日(木)、19日(水)、25日(火)

◎問合せ先 産業観光課 2-3114

◎東京都が実施するノヤギ排除について

東京都では、父島の植生回復を図るため、銃器によるノヤギの排除作業を行います。本事業の実施に伴い、安全確保のため、一部の国有林指定ルートおよび遊歩道を通行止めいたします。作業当日は、通行止めとなったルートには立ち入らないでください。村民の皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

【作業時間】午前6時～午後2時

※入港日は正午まで

【作業区域】

巽湾周辺～小港までの沿岸およびその周辺
山城(住宅地及び東平サンクチュアリを除く)

※別図参照

【作業日程および通行止めルート】

6月1日(土)

三日月山・大滝・沿岸部周辺での作業につき、

通行止め区間なし
6月2日(日)

赤旗山・巽谷・中海岸周辺での作業につき、

通行止め区間なし
6月3日(月)

①小港～高山・ジョンビーチ方面
6月8日(土)

天之浦山・巽崎周辺での作業につき、通行止め区間なし

6月9日(日)

三日月山・大滝・沿岸部周辺での作業につき、

通行止め区間なし
6月14日(金)

①小港～高山・ジョンビーチ方面
6月15日(土)

④時雨山方面指定ルート
6月20日(木)

③つつじ山方面指定ルート

⑤赤旗山方面指定ルート

6月21日(金)

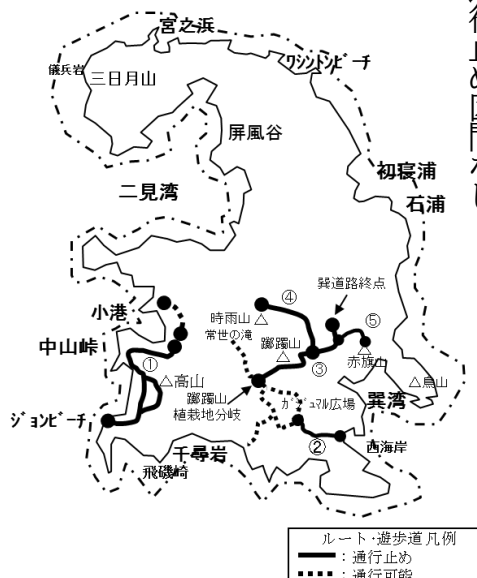
④時雨山方面指定ルート
6月26日(水)

①小港～高山・ジョンビーチ方面
6月27日(木)

三日月山・大滝・沿岸部周辺での作業につき、

通行止め区間なし

6月作業区域: - - -



◎問合せ先

小笠原支庁土木課自然環境担当 2-2167

南島のアノール捕獲大作戦

今年4月、外来種のグリーンアノールが南島で初めて確認されました。南島には、父島ではアノールに捕食されてほとんどいなくなってしまう小笠原固有の昆虫が今も暮らしており、植物の花粉を運ぶ上でも重要な役割を果たしています。

そこで、南島の貴重な昆虫を保全するための対策として、粘着トラップ等によるアノールの駆除・侵入状況調査を実施しています。皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

【実施期間】6月末頃まで

【実施機関】

環境省小笠原自然保護官事務所、小笠原諸島森林生態系保全センター、小笠原総合事務所、所固有林課、東京都小笠原支庁、小笠原村

【協力団体】

NPO法人小笠原自然文化研究所、NPO法人小笠原野生生物研究会

◎問合せ先

環境省小笠原自然保護官事務所 2-7174

小笠原海ごみゼロウィーク

(海岸清掃)

5月30日(ごみゼロの日)～6月8日(世界海洋デー)前後までを、海ごみゼロウィークと定め、毎年、日本全国で海洋ごみ削減のための取組が行われています。

海ごみゼロウィークの取組の一環として、各ビーチに海ごみ回収ボックスを設置します。ご家族などでビーチにお出かけの際は、海ごみの回収にご協力をお願いします。



【実施期間】5月30日(木)～6月8日(土)

【場所】宮之浜、大村海岸、製氷海岸、扇浦海岸

【共催】

環境省小笠原自然保護官事務所、小笠原海上保安署

【協力】

NPO法人小笠原海洋島研究会、公益財団法人東京都公園協会、小笠原村

【その他】

集積した海ごみは回収して分別します。回収量やゴミの種類などの結果は、村民だよりでご報告します。

◎問合せ先

環境省小笠原自然保護官事務所 2-7174

国有林の森林生態系保護地域 入林簡易講習会

入林簡易講習会

国有林の森林生態系保護地域に入林される場合、利用講習の受講と入林申請が必要となります。講習は講習資料を配付して、各自で受講していただき、必要書類の提出をもって講習修了とします。

次の目的で講習の受講を希望される方は、電話にてお申込みいただき、受講締切日までに必要書類を提出してください。

◎村民レク簡易講習

(村民の方でレクリエーションを目的として指定ルートを利用される方)

父島および母島の国有林内の指定ルートを利用するための講習を資料により各自受講していただきます。指定ルートを利用するためには、講習修了と入林申請により発行される「年間パス」の携行が必要です。

◎調査研究簡易講習
 (調査・研究及び作業等の目的で入林される方)
 森林生態系保護地域において、調査・研究、同補助及び作業の目的で入林するためには、簡易講習資料に加え調査研究講習資料の各自受講と入林申請が必要です。

※いずれの講習も有効期間は2年間となります。有効期間を過ぎて引き続きの入林を希望される場合には、再度、講習の受講が必要となります。

【バス発行までの流れ】

- ① 受講希望者は電話にて申込み
- ② 講習資料を配布
- ③ 講習資料を各自受講し必要書類を受講締切日までに提出
- ④ 講習修了書・入林許可書・年間パス又は腕章の交付

【受講締切日】6月21日(金)

●申込み・問合せ先

小笠原諸島森林生態系保全センター
 2-3403
 2-2103
 小笠原総合事務所国有林課

ビクターセンターのお知らせ

【6月の開館日】おがさわら丸入港日〜出港日

【開館時間】午前8時30分〜午後5時

【特別展】

○写真展「昔の小笠原(新館)開催中」

明治8年に初めて撮影された様々な写真、戦前〜戦後、そして現在までの風景や建物、島民の暮らしなどの移り変わりを写真で紹介いたします。

【講演会】

①速報！母島列島でオニヒトデが大発生！

今年3月に母島列島の向島においてオニヒ

トデの大発生が確認されました。父島二見湾での発生状況も交えて、現状をご報告します。

【演者】 鮎田洋祐(小笠原自然文化研究所)

②棘皮動物(きょくひどうぶつ)の話

演者が現在携わっているウミユリ、ヒトデ、クモヒトデ、ウニおよびナマコについての概要をお話するとともに、以前撮影した小笠原に生息する棘皮動物を紹介します。さらに実物のウニの殻の観察も行います。

【演者】 幸塚久典(東京大学大学院理学系研究科附属臨海実験所 技術専門職員)

《日時》6月28日(金)午後7時〜9時(予定)
 《場所》ビクターセンター新館
 《主催》(一社)ビーアイオー
 《共催》NPO法人小笠原自然文化研究所
 《協力》公益財団法人東京都公園協会

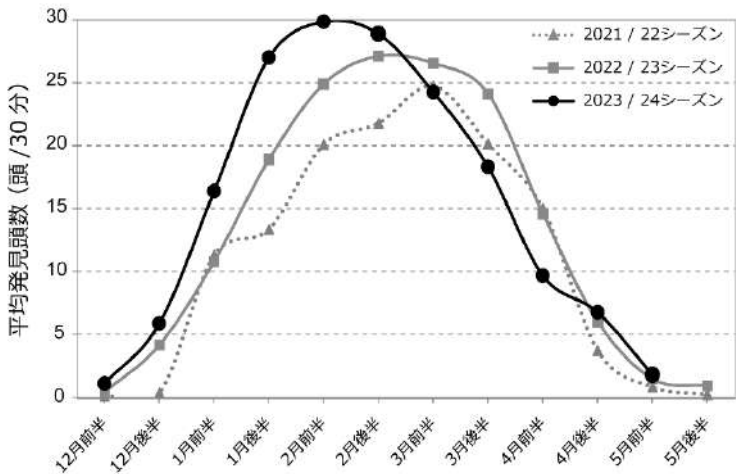
●問合せ先
 小笠原ビクターセンター 2-3001



「2023/24ザトウクジラシーズンを振り返って」

今年もザトウクジラシーズンを振り返る時期がやってきました。2023/24シーズンの幕開けとなったのは昨年11月2日。父島で確認された1頭のザトウクジラが、今シーズンの初クジラでした。12月からウエザーステーション展望台からの毎朝30分間の定点目視観測も始まり、ここ半年間の村民によりその途中経過をお伝えしてきました。5月末をもって半年間の観測も終了ということで、改めて

その観測結果から今シーズンのザトウクジラの来遊状況を振り返りたいと思います。シーズン序盤となる12月前半の発見数は平均1頭程でしたが、後半には平均約6頭と順調に増えていきました。1月に入ると発見数は急増し、前半の時点で平均約16頭と過去2シーズンを大きく上回り、後半になると30分間で30頭以上確認される日も出てくるようになりました。そして、2月前半には平均発見数が過去最高となる約30頭を記録しました。しかし、これが今シーズンの観測ピークとなり、2月後半までは昨シーズン以上の高い水準を保ちながらも、3月以降は発見数がどんどん減少していき、4月前半には過去2シーズンを大幅に下回る平均10頭程となりました。4月後半はひと踏ん張りしたようで、昨シーズンと同程度の数が確認され、5月に入ってから前半月までで観測を実施できた計9日のうち計8日でクジラの姿を観察することができました。今シーズンを総括すると、序盤からの増加が早かった上に、ピーク時の密度も高かった分、後半の減り方も一層早く感じられた、そんなシーズンだったのではないのでしょうか。



さて、ザトウクジラシーズンが終わり、これからの季節はドルフィンスイム・ウォッチングや沖合域でのマッコウクジラウォッチングがメインとなります。海へ遊びに出かけられる皆様におかれましては、安全にご注意いただくとともに、引き続き、イルカやクジラを観察する際の自主ルールにご理解とご協力をお願いいたします。

●問合せ先 一般社団法人小笠原ホエールウォッチング協会(OWA) 2-3215

海洋センターだより その277

波打ち際にアオウミガメ

4月下旬、天然浜での産卵調査中のこと。調査する砂浜へ船で向かい上陸するため、浜の近くでアンカーを落とししていると、真つ昼間だというのに波打ち際にウミガメの姿を発見。船から様子を伺うと、弱ったり、死んでいるようではない様子。上陸してしばらく調査をしていると、気が済んだのかゆつくりと海に帰って行きました。この光景は今の時期、稀に見られる甲羅干しの行動で、バスキングと呼ばれています。ウミガメに限らず、爬虫類に多くみられる行動ですが、どうしてこのような行動をするのか詳細は分かっていません。飼育環境では、体を温めることで基礎代謝を上げ、病気の予防などに効果があると言われております。小笠原でバスキングをしている母ガメたちは、代謝を上げることで、卵の発達を促進しているのかもしれない。通常、ウミガメのバスキングは人影が少ない海岸で行われると言われておりますが、ハワイのように観光客が訪れる海岸で頻繁に行われることもあるようです。もし見かけても、遠くから優しく見守ってあげると、じつくりとウミガメの姿を見ることが出来ます。皆さまも見つけた際は、ぜひ優しい目で見

守ってあげてください。

6月〜7月は小笠原諸島のアオウミガメの産卵のピークです。バスキングのみならず、産卵のため、多くのウミガメが上陸してきます。人とアオウミガメとが共存できるように、彼らに優しい観察を心がけましょう。

●迷走ウミガメ10番！

産卵に上陸してきたお母さんガメが道路に出てしまったり、海に帰れなくなったりすることがあります。交通事故や衰弱死に繋がることもありますので、見つけた場合は海洋センターまでご連絡ください。

●問合せ先 小笠原海洋センター2-2830

夜間は090-1461-3171

(認定NPO法人エバーラスティング・ネイチャー) ホームページ <https://bonin-ocean.net>

「続・小笠原の今と昔」

大正時代の終わり頃、チェコの画家フィアラが来島し、約4か月間滞在しました。当時の小笠原の様子を貴重な挿絵とともに記述した紀行書「OGASAVARA」(鈴木明訳)が本村教育委員会保管資料にあります。

大正時代の画家フィアラ編(6)

島の人たちは生まれつきスポーツが好きで、私たちは島の若者が海に潜る姿をよく見かけ、彼らは海に潜りタコの頭を刺して獲ってきます。ある日消防団の式典が行われ背中に組織のマークを付け紺色の衣装を着て黒っぽいズボンをはき、頭には白いスカーフを巻き付けた若い男達が沢山宿屋の近くに集まっています。そこには会食が用意され、食事をする前に梯子の上で演技の練習があり、一番機敏な若者が梯子の上で勇敢に演技していました。年配者は夕暮れ近くになると日本の細くて長い

毛のような煙草を詰めた長い煙管を燻らせながら、闘鶏を行っていました。日没も早くなり、短い夕方が過ぎて長い夜が訪れました。星がとても大きく見えて月の出ている夜でも辺りを良く見渡せました。満月の時はまるで昼間のように明るかったです。遠くの山に灯が見えました。灯は揺れて消えたと思うと今度は少し遠くに見えました。あれは紙製の提灯を持った人が歩いているのでしょう。夜は付近の山を夜警の人が片手に提灯、もう一方の手に鉄棒をもって音を立てて警備にまわって歩いています。鉄の棒には二つの鉄の輪が付いていて一歩ごとに鉄輪が鳴ります。周辺では虫の音、波の音、ヤシの葉のざわめき、川からは水の音が響き、川カニがカサコソと音を立てていました。

どこからともなくサミセンの音が聞こえてきます。辿ってみると一軒の家で灯がともってありました。中に入っていくと農園主の家があり、大きな部屋に二十人くらい集まっています。タタミを敷いた床の上に色々な食べ物が並べられていました。私を愛想よく迎えてくれ、お粥とお茶を勧められました。その場では女性たちが輪になって玉を通した長い紐を手にしながらか、何か意味不明な言葉を押し殺したような口調で早口に呟いていました。私たちはこの家族の法事に来ていたようです。傍では、かなり年をとった老人がサミセン(小さなギター)を弾き、曲に合わせて唱っている男もいました。奇妙に長い歌で、私には単調に聞こえますが、技巧的にはとても難しい歌です。耳を澄まして聞いていると東西の心境が分かる気がします。

突然、中にいる一人が立ち上がりました。ジョージさんで、いつものように上機嫌です。頭の手拭いを外し、手にもって様々な草で踊っています。誰かが窓を開けたので、黄色い石油ランプの光に照らされていた室内が、青く透明な月夜の闇と顕著なコントラストを呈しました。

た。私はその部屋に暇を告げ外に出ました。次回 大正時代の画家フィアラ(7)につづく 小笠原村教育委員会

◎マイマイのイマ

第百九頁「宇宙人の姿」

クラーク・ケントであれ、サイヤ人であれ、アバターのナヴィであれ、空想上の宇宙人はたいいて人間に似た姿ーヒューマノイドである。実は、宇宙のどこかに知的生命体がいるとしたら、それはヒューマノイドかどうかという論争が、実に三十年間に渡り、進化学者の間で続けられてきた。

論争を点火したのは、進化学者ステイブ・ン・ジェイ・グールドである。

1989年出版の著書「ワンダフルライフ」で、グールドは人類の進化が偶然の結果に過ぎず、もし生命の歴史を動画のように遠い過去まで巻き戻してから、現在の時点まで何度再生しても、そこには人類はもちろん、それと似た知的生命体さえ進化していかないだろう、と主張した。それゆえ地球とそっくりな星があっても、そこにヒューマノイドがいる可能性は低いという。

これに対し、自然選択の普遍性と法則性を考えれば、人類の出現は適応の必然だった、という反論が展開され、喧々諤々の議論が行われた。

2017年に、この論争を整理し、著書「生命の歴史は繰り返すのか」で、判定を試みたのが、ジョンサン・ロソスである。

ロソスの結論についてはネタバレになるので割愛するが、グールドの主張への強力な反証としてロソスが挙げた証拠が、実は小笠原のカタマイマイの反復適応放散だった。進化の動画を巻き戻して再生すれば、同じ進化が繰り返すのを示すからである。皮肉にも、カタマイマイの進化研究を着想し、私に勧めたのは、そのグールドと我が師の速水格であった。三十年の時を超えたブーメランだった訳だが、小さな群島のカタツムリの進化が、無限の宇宙で起きる進化に繋がるというのも意外な話である。



【文】東北大学教授 千葉聡
【イラスト】小野恵

●問合せ先

小笠原村教育委員会

2-3117



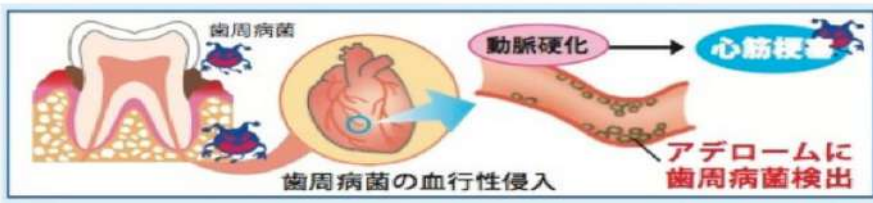
けんこう通信

～お口の健康は毎日の歯磨き習慣から～

6月4～10日は「歯と口の健康週間」です。歯とお口は体に必要な栄養をとるためだけでなく、毎日楽しく豊かに生きるための重要な役割をもっています。健康な歯を維持するためには歯周病やむし歯は大敵です。歯を失う原因の約7割は歯周病とむし歯が原因といわれています。歯周病、むし歯の原因は歯にたまった歯垢(歯周病菌やむし歯菌が増殖したものです)。歯垢を放置すると口だけでなく心筋梗塞や脳梗塞など全身のトラブルを招きます。毎日の歯磨き習慣を振り返り健康な歯を維持していきましょう！

～歯周病と心筋梗塞・脳梗塞の関係～

歯周病菌が歯と歯肉の間に入り込み、血管内に流れ出すと歯周病菌の刺激により、血管の壁に沈着物を作ります。沈着物が血管内に流れ出し、血の塊ができると血管に詰まってしまい、血液が行きわたらなくなってしまいます。心臓の血管が詰まると心筋梗塞を、脳の血管に詰まると脳梗塞を引き起こします。



歯周病セルフチェック

- 歯みがきをすると血が出る。
- 歯と歯の間に食べ物がよく挟まる。
- 歯肉が赤や紫色に腫れている。
- 硬いものがよく噛めない。
- 歯がグラグラする。

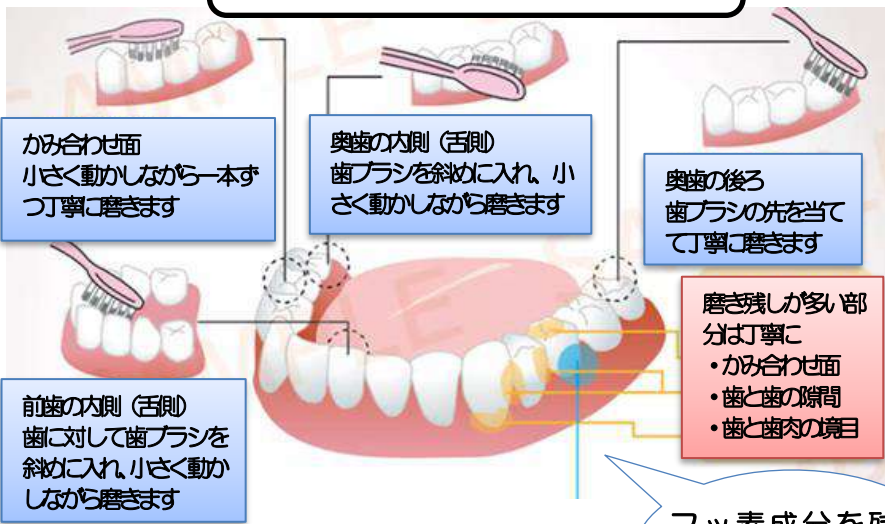
1つでも当てはまるものがあつたら要注意です。早めに歯科医にご相談しましょう。



～正しい歯磨きの3つのポイント～



ポイント① 歯ブラシの当て方



フッ素成分を残すため、うがいは1回でOK！

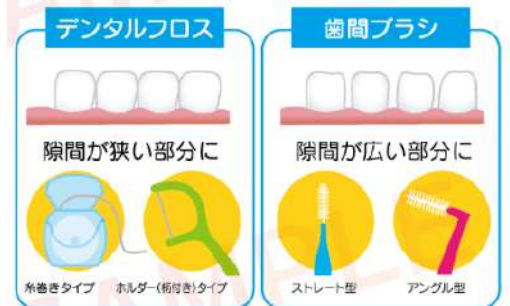
ポイント③ 歯ブラシは定期的に交換を

歯ブラシの毛先が開いていたり、毛先に弾力がなくなると歯垢をきれいに落とせません。歯ブラシは1か月を目安に交換しましょう。

ポイント②

歯と歯のすき間をきれいに

歯ブラシだけでは歯と歯の間の歯垢や食べかすが残ってしまいます。デンタルフロスや歯間ブラシを活用しましょう。



- **デンタルフロス**
フロスを歯の側面に沿わせるようにして、上下にやさしく数回動かします。
- **歯間ブラシ**
歯の間にブラシを軽く抵抗がある程度に差し込み、前後に2,3回動かします。

クジラの伝言板



クジラ：毎日歯磨きはしているけれど、きちんと磨けているかな？
 保健師：歯磨きをしていても、歯垢を完全に除去するのは難しいものです。定期的な歯科受診をして、歯垢・歯石の除去や歯磨き指導などお口と歯の健康チェックをしてもらいましょう！
 クジラ：セルフケアとプロフェッショナルケア、どちらも大切なんだね！

6月のカレンダー

日付	曜日	行事予定	日付	曜日	行事予定
1	土	都ノヤギ排除(~3日)	16	日	
2	日		17	月	育児学級(離乳食の会)(父島) 保健所「こころの専門相談」(父島)(・18日)
3	月	 入港日 父島返還祭出店申込(~7日)/キッチンカー出店申込(~17日) 子育てセミナー(母島)AM申込み切/子育てセミナー(母島) 子育て個別相談(母島)(・4日)/東京三弁護士会 法律相談(母島) 中学校教科用図書見本展示会(~28日) シロアリ対策事業(家屋点検期間)(母島)(・4日)	18	火	出港日 
4	火	公認心理師による子育て個別相談(父島)(~6日) 東京三弁護士会による法律相談(父島) 子育てセミナー(父島)申込み切	19	水	行政相談所の開設(父島) シロアリ対策事業(第1回)申込み切 村ノヤギ駆除
5	水	子育てセミナー(父島) 平泉町親善訪問団(中学生)の募集〆切	20	木	防災行政無線 緊急情報伝達試験 都ノヤギ排除(・21日)
6	木	出港日  耳鼻咽喉科専門診療(母島)(・11日) 定期予防接種(父島・母島)	21	金	 入港日 ※10:40着(八丈寄港便) 乳幼児健診・歯科健診(母島) シロアリ対策事業(家屋点検期間)(父島)(~24日) 森林生態系保護地域入林簡易講習会受講〆切
7	金	行文線整備事業 工事説明会(父島) ヘルスアップ教室(母島)申込み切 保健所「こころの専門相談」申込み切/村ノヤギ駆除	22	土	父島返還祭 母島返還祭(前夜祭) 小児科専門診療(母島)
8	土	ヘルスアップ教室(母島) 都ノヤギ排除(・9日)	23	日	母島返還祭(当夜祭) 乳幼児健診・歯科健診(父島)
9	日	 入港日	24	月	(八丈寄港便) 出港日  小児科専門診療(父島)
10	月	「アリの話」講演会(父島)	25	火	千代田区中学生との交流生徒の募集〆切 村ノヤギ駆除
11	火	母島巡回ペット診療・相談(・12日) 母島巡回労働相談	26	水	都ノヤギ排除(・27日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">小笠原村日本 復帰記念の日</div>
12	水	出港日  育児学級(歯科の会)(母島)申込み切	27	木	 入港日 小笠原諸島振興開発計画(素案)意見募集〆切
13	木	村議会(本会議)/育児学級(歯科の会)(母島) 耳鼻咽喉科専門診療(父島)(~17日) 育児学級(離乳食の会)(父島)申込み切 村ノヤギ駆除	28	金	産科・婦人科専門診療(母島) 電話による無料法律相談 ビジターセンター講演会(父島)
14	金	村議会(各委員会・本会議) 沖ノ鳥島視察会 参加申込み切 都ノヤギ排除(・15日)	29	土	
15	土	 入港日 保健所「こころの専門相談」(母島)(・16日) 不用品交換会(父島)	30	日	出港日 

※  マーク：小笠原高校 図書館開放日(開館時間：午後2:30~5:00)

※島しょ法律相談(電話相談)(東京都) 3日・5日・7日・10日・12日・14日・17日・19日・21日・24日・26日・28日